

令和4年5月 第5回本山町議会臨時会会議録

1. 招集年月日及び場所

令和4年 5月25日(水)

本山町議会議事室

2. 応招議員

1番 澤田 康雄	2番 大石 教政	3番 上地 信男
4番 河邑 一雄	5番 吉川 裕三	6番 北村 太助
7番 中山 百合	8番 上田 亜矢子	9番 永野 栄一
10番 岩本 誠生		

3. 不応招議員

4. 出席議員

応招議員と同じ

5. 欠席議員

不応招議員と同じ

6. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 泉 祐司 副参事 松葉 早苗

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 澤田 和廣 副町長 高橋 清人 教育次長 右城 有紀
総務課長 田岡 学 住民生活課長 大石 博史 政策企画課長 中西 一洋
まちづくり推進課長 田岡 明 建設課長 前田 幸二
健康福祉課長 川村 勝彦 病院事務長 佐古田 敦子

8. 議事日程

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 会期の決定

日程第3. 議案第38号から議案第45号及び承認第1号から承認第6号及び報告
第1号・報告第2号一括上程並びに提案理由の説明

日程第4. 議案第38号 訴えの提起について

日程第5. 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(本山町税賦課徴収
条例等の一部を改正する条例)

- 日程第 6. 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（本山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 7. 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（本山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 8. 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度本山町一般会計補正予算（第 9 号））
- 日程第 9. 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号））
- 日程第 10. 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（工期の延長について）
- 日程第 11. 議案第 39 号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12. 議案第 40 号 本山町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 13. 議案第 41 号 議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 14. 議案第 42 号 本山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 15. 議案第 43 号 本山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 16. 議案第 44 号 令和 4 年度本山町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17. 議案第 45 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 18. 報告第 1 号 令和 3 年度本山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 19. 報告第 2 号 令和 3 年度本山町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

午前 9 時 開会

○議長（岩本誠生君）町長より、令和4年第5回本山町議会臨時会を招集する旨、告示されました。

皆様方にはご多忙のところ出席をしていただきまして臨時会が開会できますことをまずもってお礼を申し上げます。

ただ今の出席議員は10名で定足数に達しております。

これより令和4年第5回本山町議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付したプリントのとおりであります。

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（岩本誠生君）日程第1、今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番吉川裕三君 6番北村太助君を指名いたしますので両名はご了承いただきます。

日程第2． 会期の決定

○議長（岩本誠生君）日程第2、会期の決定を議題とします。お諮りします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩本誠生君）異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日と決定をいたしました。

日程第3． 議案第38号から議案第45号及び承認第1号から承認第6号及び報告第1号、報告第2号一括上程並びに提案理由の説明提案理由の説明

○議長（岩本誠生君）日程第3、議案第38号から議案第45号及び承認第1号から承認第6号及び報告第1号、報告第2号一括上程いたします。事務局に議案名を朗読させます。

事務局長、泉祐司君。

○事務局長（泉祐司君）（別紙のとおり朗読）

○議長（岩本誠生君）朗読を終わりました。

町長より提案理由の説明を求めます。町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）皆さんおはようございます。本日議員の皆様にはお練り合わせのうえ、出席を頂き令和4年第5回本山町議会臨時会が開催できますとを熱くお礼を申し上げます。開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。まず最初に新型コロナウイルス感染症についてご報告をいたします。先週の19日に本山保育所の職員の一名が陽性と判明いたしました。このため保健所の聞き取り調査に向けた行動履歴の確認と施設内の消毒を実施したところでございます。この時点で濃厚接触者は1名でPCR検査の結果、陰性でございました。また17日に職員会を実施しておりましたのでその会に出席していました職員のPCR検査を実施し全員陰性でございました。保護者の皆様にも経過につきましてスグールというネットでの情報配信伝達手段がございしますがそれを活用しましてこの件を通知をしたものでございます。又、20日には臨時庁議を開催いたしまして経過の報告と感染防止対策について徹底をしたところでございます。21日に園児1人の陽性が確認されましたので保健所の助言などもいただきまして関係クラスの間鎖と濃厚接触者や19日にPCR検査を受けた職員以外の職員全員のPCR検査を実施をいたしました。その結果新たに会計年度任用職員ですけれども3人の陽性が確認されました。又園児でも新たな陽性者が確認されたため22日、日曜日に関係者が集まりまして情報の共有と保健所の助言や早急な防止対策が必要と判断し、23日から28日までの臨時休園を決定し、保護者の皆様に連絡をした所でございます。5歳児、4歳児、2歳児の各クラスは閉鎖をしておりますので加えまして濃厚接触者に特定された園児を対象外といたしまして家庭内での保育がどうしても困難なお子様につきましてはおかまい保育という形で受け入れをしております。現在園児が5人、職員が5人の陽性者を確認しております。又家庭内での感染も確認をされております。感染の収束に向けて取り組みを進めておるところでございます。続きまして、今回の提案いたしました議案についてを説明いたします。

（提案理由を読み上げる）

○議長（岩本誠生君）以上で提案理由の説明を終わります。

日程第4. 議案第38号訴えの提起について

○議長（岩本誠生君）日程第4、議案第38号訴えの提起についてを議題といたします。

お諮りします。本件については、秘密会で審議いたしたいと思えます。

秘密会にするには、地方自治法第115条の規定により、出席議員の3分の2以上の賛成を必要とし、討論を用いないで決定をすることになっています。

出席議員は10名であり、その3分の2は7名であります。

秘密会で審議することについて採決を行います。

この表決は起立によって行います。

秘密会とすることに賛成の諸君の起立を求めます。（「新聞記者は出るんかい。」の声あり）はい。着席ください。

ただいまの起立者は3分の2以上であります。

したがって本案について秘密会で審議することは可決されました。本山町議会会議規則第96条の規定により、議長が指定する説明員、総務課長、田岡学君。町長。それから副町長。当然説明者ですのでそのままです。それ以外の方、及び傍聴人の退場を命じます。それ以外の方は議員控室をお使いください。

—以下削除—

ここで、暫時休憩します。関係者を中に入れてください。

休 1:35:54

再 1:40:23

~~~~~

日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（本山町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）

○議長（岩本誠生君）休憩に引き続き会議を開きます。

日程第5、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（本山町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）を議題といたします。補足説明を許します。

住民生活課長、大石博史君。

○住民生活課長（大石博史君）（演台にて補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

質疑はないようでありますので質疑を終結します。

討論の申し出はありますか。なしと認めます。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて（本山町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）の採決を行います。

この表決は、起立によって行ないます。承認第1号専決処分の承認を求めることについて（本山町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立。全会一致であります。

したがって 承認第1号専決処分の承認を求めることについて（本山町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第6 承認第2号専決処分の承認を求めることについて（**本山町国民健康保険税
条例の一部を改正する条例**）

○議長（岩本誠生君）日程第6、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（**本山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例**）を議題とします。

補足説明を許します。住民生活課長、大石博史君。

○住民生活課長（大石博史君）（演台にて補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（「議長、休憩」「提案というか字句の訂正…」の声あり）

○議長（岩本誠生君）暫時休憩します。

休 1:51:02

再 1:51:19

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行します。質疑はありませんか。質疑ないようでありますので質疑を終結します。

討論の申し出はありませんか。なしと認めます。

承認第2号専決処分の承認を求めることについて（**本山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例**）の採決を行います。

この表決は、起立によって行ないます。承認第2号専決処分の承認を求めることについて（**本山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例**）は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立。全会一致であります。

したがって 承認第2号専決処分の承認を求めることについて（**本山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例**）は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第7 承認第3号専決処分の承認を求めることについて（**本山町職員の育児休業  
等に関する条例の一部を改正する条例**）

○議長（岩本誠生君）日程第7、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（**本山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例**）を議題とします。

補足説明を許します。総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）（演台にて補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

ないようですので、なしと認めます。

これから討論を行います。なしと認めます。

承認第3号専決処分の承認を求めることについて（本山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）の採決を行います。

この表決は、起立によって行ないます。承認第3号専決処分の承認を求めることについて（本山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立。全会一致であります。

したがって 承認第3号専決処分の承認を求めることについて（本山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）は、報告のとおり承認すること決定をいたしました。

~~~~~

日程第8、承認第4号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度本山町一般会計補正予算（第9号））

○議長（岩本誠生君）日程第8、承認第4号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度本山町一般会計補正予算（第9号））を議題とします。

補足説明を許します。総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）（演台にて補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。これから質疑を許します。

質疑はありませんか。6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）この補正額で目に付くのは国の補助金の減額が多いこと。それは災害の復旧費が出来ていないという事につながっているという風に思いますがその辺りのところ説明してください。

○議長（岩本誠生君）執行部答弁。建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）お答え致します。災害復旧事業につきましては入札等かなりやったことなんですけどもどうしても違う年度にこけてしまうとかいう事がありまして、年度内での落札等がどうしてもいただけない場所がありますので減額になるという事になってます。以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。他に質疑はありませんか。

ないようですので質疑を終結します。

討論の申し出はありませんか。なしと認めます。

承認第4号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度本山町一般会計補正予算（第9号））の採決を行います。

この表決は、起立によって行ないます。承認第4号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度本山町一般会計補正予算（第9号））は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立。全会一致であります。

したがって 承認第4号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度本山町一般会計補正予算（第9号））は、報告のとおり承認すること決定をいたしました。

~~~~~

日程第9 承認第5号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号））

○議長（岩本誠生君）日程第9、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

補足説明を許します。建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）（演台にて補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これから質疑を行許します。質疑はありませんか。

ないようですので質疑を終結します。

討論の申し出はありませんか。なしと認めます。

承認第5号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号））の採決を行います。

この表決は、起立によって行ないます。承認第5号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号））は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立。全会一致であります。

したがって 承認第5号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号））は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第10 承認第6号専決処分の承認を求めることについて（工事請負契約の変更について）

○議長（岩本誠生君）日程第10、承認第6号専決処分の承認を求めることについて（工事請負契約の変更について）を議題とします。補足説明を許します。

建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）（演台にて補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。これより質疑を許します。

質疑はありませんか。9番、永野栄一君。

○9番（永野栄一君）専決処分で5月31日までという事ですがまだまだ多分工事終わらないと思います。以後の予定とか完成予想時期について説明をして頂きたいと思えます。

○議長（岩本誠生君）土木…建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）お答えします。中々当初は年度内で行けるという事でやっておりましたがやはりつえたままの土がかなり残っているのと地盤を見ますと後でまた、工期の、工事の請負契約の変更の議案も出ささせて頂きますけれども非常に地盤が悪いのでアンカーをつけるために掘っても直ぐざらざらと落ちてくると、非常に悪いところでありまして普通でしたら工区間をずっと掘削してそのままアンカーを打つようなことが出来るんですがそれが出来ずに一ヶ所一ヶ所確認をしてもやらないと崩れてくるという様な事になっております。一応今回議案にも出さして頂きましたけれども9月末までという事で工期を又延長さしていただくような議案の提出を考えております。中々ちょっと長く、1件1件1ヶ所1ヶ所の職員の方も毎日毎日掘削した箇所を確認してからやるという事になってますので指示もいただいてやっていますので非常に時間がかかるということです。ただししっかりと完成をさせるように努力を続けて参りますのでよろしくお願ひします。

○議長（岩本誠生君）9番、よろしいですか。他に質疑はありませんか。

質疑無きものと認めます。質疑を終結します。

討論の申し出はありませんか。なしと認めます。

承認第6号専決処分の承認を求めることについて（工事請負契約の変更について）の採決を行います。

この表決は、起立によって行ないます。承認第6号専決処分の承認を求めることについて（工事請負契約の変更について）は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立。全会一致であります。

したがって 承認第6号専決処分の承認を求めることについて（工事請負契約の変更について）は、報告のとおり承認するとに決定をいたしました。

日程第 1 1 議案第 3 9 号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例

○議長（岩本誠生君）日程第 1 1、議案第 3 9 号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。補足説明を許します。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）（演台にて補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。質疑を許します。

2 番、大石教政君。

○2 番（大石教政君）今、大変物価が色々上がり湯中での減額ですが、職員の方なんか生活の影響なんかどの様に捉えておるのかお伺いします。

○議長（岩本誠生君）執行部答弁。誰。町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。生活の影響。職員組合でも協議をしましてなかなか厳しい論議もございましたけれども今までの給与体系につきましては国準拠、人事勧告に沿った率で行っておりますので、今回この議案を提出させていただきました。以上です。

議長（岩本誠生君）他に質疑はありませんか。

無いようですので質疑を終結します。

討論を許します。討論の申し出はありませんか。

なしと認めます。

議案第 3 9 号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

この表決は、起立によって行います。

議案第 3 9 号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について賛成する諸君の起立を求めます。

全員起立。全会一致であります。

したがって、議案第 3 9 号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第 1 2 議案第 4 0 号 本山町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正
する条例

○議長（岩本誠生君）日程第 1 2、議案第 4 0 号 本山町長等の給与及び旅費に関する条

例の一部を改正する条例を議題とします。補足説明を許します。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）（演台にて補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。これより質疑を許します。

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結します。

討論を許します。討論の申し出はありませんか。

討論なしと認めます。

議案第40号本山町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は、起立によって行います。

議案第40号本山町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

に賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立。全会一致であります。

したがって、議案第40号本山町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第41号議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）日程第13、議案第41号議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。補足説明を許します。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）（演台にて補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。これより質疑を許します。

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結します。

討論を許します。討論の申し出はありませんか。

討論なしと認めます。

議案第41号議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は、起立によって行います。

議案第41号議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例に賛成する諸君の起立を求めます。

賛成多数ですね。賛成多数であります。

したがって、議案第41号議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正

する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第14 議案第42号 本山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を
改正する条例

○議長（岩本誠生君）日程第14、議案第42号 本山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。補足説明を許します。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）（演台にて補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。質疑を許します。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。

討論を許します。討論の申し出はありませんか。

なしと認めます。

議案第42号 本山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は、起立によって行います。議案第42号 本山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例に賛成する諸君の起立を求めます。

全員起立。全会一致であります。

したがって、議案第42号 本山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第15 議案第43号 本山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）日程第15、議案第43号 本山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。補足説明を許します。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）（演台にて補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。これより質疑を許します。

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結します。

討論を許します。討論の申し出はありませんか。

討論なしと認めます。

議案第43号本山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は、起立によって行います。

議案第43号本山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に賛成の諸君の起立を求めます。

賛成多数であります。

したがって、議案第43号本山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第16、議案第44号令和4年度本山町一般会計補正予算(第1号)

○議長(岩本誠生君) 日程第16、議案第44号令和4年度本山町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。補足説明を許します。総務課長、田岡学君。

○総務課長(田岡学君) (演台にて補足説明)

○議長(岩本誠生君) 補足説明を終わります。これから総括質疑を行います。質疑はありませんか。2番、大石教政君。

○2番(大石教政君) 新型コロナウイルスのワクチン接種に関連という事ですが、高知県は全国的にみるとワクチンの接種率が低いようですが本町の場合どの様になっておるんか。やはり積極的に広報とかしてワクチンは大変有効だと思われるんで若い人なんかにも積極的に受けてもらう事が必要だと思いますがお伺いします。

○議長(岩本誠生君) 健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長(川村勝彦君) 大石教政議員のご質問にお答えをいたします。これは令和4年度に入りましての実績も含めましてご説明をさせていただきます。3回目の追加接種を4月15日から5月13日の期間中7日間実施し366名の希望者に対して215名が接種を行ったところでございます。5月1日現在の人口に対する接種率につきましては65歳以上で87.2%。18歳以上から64歳まで75.3%となっております。更に、若年層への接種につきましては12歳からの17歳の方へのワクチン接種は来月6月10日から6月12日に3回目接種を実施予定でありまして対象者122名のうち希望者70名が接種を希望しております以上です。

○議長(岩本誠生君) 2番、よろしいですか。

質疑ないようでありますので総括質疑を終結します。

これから逐条質疑を行います。

歳入 14款 国庫支出金について、質疑はありませんか。

歳入 19款 繰越金について、質疑はありませんか。
歳出に移ります。

歳出 4款 衛生費について、質疑はありませんか。

歳出 12款 予備費について、質疑はありませんか。
質疑ないようですので質疑を終わります。

これより討論を許します。

討論の申し出はありませんか。討論なしと認めます。

議案第44号令和4年度本山町一般会計補正予算(第1号)の採決を行います。

この表決は、起立によっておこないます。

議案第44号令和4年度本山町一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立。全会一致であります。

したがって、議案第44号令和4年度本山町一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第17 議案第45号工事請負契約の変更について

○議長(岩本誠生君) 日程第17、議案第45号工事請負契約の変更についてを議題とします。補足説明を許します。建設課長、前田幸二君。

(「資料の配布を」の声あり)

○議長(岩本誠生君) 資料配布の為、暫時休憩いたします。

休 2:41:19

再 2:42:41

○議長(岩本誠生君) 休憩前に引き続いて会議を再開します。補足説明をしてください。

○建設課長(前田幸二君) (演台にて補足説明)

○議長(岩本誠生君) 補足説明を終わります。これより質疑を許します。

質疑は、ありませんか。6番、北村太助君。

○6番(北村太助君) これはかなり122日という4か月伸びるわけですが費用の方はかさみませんか。その点を伺います。

○議長(岩本誠生君) 建設課長、前田幸二君。

○建設課長(前田幸二君) 工事を進めてました、ひょっと不測の事態があつたりして工事の追加がある様でしたら当然追加が出てくると思います。今のところは、この契約の

ままで進めていく予定です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。他に質疑のある方はありませんか。5番、吉川裕三君。

○5番（吉川裕三君）先程の6番議員と関連でございます。確かこの現場は一度工法を変更して減額を予算をされた議案を出されたかと思いますが、ここの現場じゃなかったでしたっけ。それと2点目がトータルで183日延長してるという事で当然指名競争入札でした時の当初の計画と実際工事して出た時の金額も納期も変わる事についてそれについて建設課、本町の考え方についてはいかがかについてお伺いします。

○議長（岩本誠生君）執行部答弁。（「ちょっと待ってください。減額かなんかあったの…」の声あり）暫時休憩します。

休 2:49:43

再 2:50:14

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）減額の変更のなかったことは今資料もってきましたので確認させて頂きました。工期が伸びたり金額の変更が増減があったりするのかもしれませんが工事をしておりますとその現場状況とかによって出てきますのでそれについてはやはり災害復旧進めるという事で無駄に増やすという事はなく本当に復旧のために必要な分をきちんと済ますという事で進めていますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（岩本誠生君）はい。他に質疑はありませんか。2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）今、下で工事しゅという事ですが、上の道路なんかも通行は安全に通れておるんか。又、ここは何回もつえゆようなこと思われまますが今度の工事では大丈夫というか心配ないかお伺いします。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）はい。お答えします。今この工事では一応アンカーとかの工事をしてますが最終的にこの上に林道の方がありましてこれにつきましては最後綺麗に整地とか舗装してこの法面につきましては吹付け、種子の吹付などして保護するという方向で設計にありましてそれで進めるようにしてまます。通行につきましては奥に1軒、2軒ですかおうちがありますので工事が入る前には時々均したりとか郵便局の方がいったときに通りにくいとかいう話で整地をしたことはありますが、今は現場の方でやっていますんで日々の管理が十分できているのではないかとお伺いします。以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）今大体何トンくらい、2トンくらいまでは通れるんかお伺いします。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）通れるというのはいくらまでというのはいちよつとあれですが…（「あの、重量制限」の声あり）重量制限と言いますか途中の橋が4トンの制限ですの  
でただまあ、工事のためにそこは許可して大きいものも入って来ております。基本途中  
の橋が4t制限なので通れる車と言えは4トンになります。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。他に質疑はありませんか。

ないようですのでこれをもって、質疑を終結します。

討論の申し出はありませんか。なしと認めます。

議案第45号工事請負契約の変更についての採決を行います。

この表決は、起立によって行います。

議案第45号工事請負契約の変更についてに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立。全会一致であります。

したがって、議案第45号工事請負契約の変更については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第18 報告第1号令和3年度本山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告
について

○議長（岩本誠生君）日程第18、報告第1号令和3年度本山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。補足説明を許します。総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）（演台にて補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。ないようですので終わります。

討論の申し出はありませんか。なしと認めます。

お諮りします。

報告第1号令和3年度本山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、報告のとおり受理したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、報告第1号令和3年度本山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、原案のとおり受理することと決定をいたしました。

以上で報告第1号の令和3年度本山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告を、終わります。

日程第19 報告第2号令和3年度本山町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（岩本誠生君）12時になろうとしておりますが全て終わるまで続けていくことに異議はありませんか。（「異議なし」の声あり）

では、続行します。

日程第19、報告第2号令和3年度本山町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題とします。補足説明を許します。総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）（演台にて補足説明）

○議長 補足説明を終わります。

これより質疑を許します。

質疑はありませんか。質疑ないようですので質疑を終わります。

これより討論を許します。討論はありませんか。なしと認めます。

お諮りします。

報告第2号令和3年度本山町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、報告のとおり受理したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、報告第2号令和3年度本山町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告については、原案のとおり受理することと決定いたしました。

以上で報告第2号令和3年度本山町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告については、終わります。

事件終了・閉会

○議長（岩本誠生君）以上をもって、本会に付された案件は全部終了いたしました。午前中にちょっと課題としまして残っておりました訴訟に関する経過的な事はもし、資料として把握できておればこの時間をもって報告を頂きたいと思いますが（「いや、用意できてないです。」の声あり）暫時休憩します。

休 3:01:49

再 3:02:05

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。準備できてないという事です

がやはり重要案件については資料等については充分揃えたうえでご提案頂いて審議がスムーズにいく様に執行部の方も対応していただきたいという風に思います。今回については後刻、議員協議会等開いて住宅新築資金関係の協議を行うことにしていますのでその時に詳しい説明を求めたいと思います。よって、本臨時会は以上をもって閉会することにいたしたいと思いますが閉会前に町長より発言がありましたら、これを許します。

○町長（澤田和廣君）本日は何かとご多用のところお集まりを頂きまして、又長時間にわたりましてのご審議、それから今議長からご指摘頂きました資料の不備の点につきまして十分気を付けてまいりたいと思います。提出いたしました案件の適切な議決を頂きまして誠にありがとうございました。6月議会定例会も目前となってまいりました。現在季節の変わり目で朝晩涼しく日中は暑いと言った日が続いていますが議員の皆様には体調に十分ご自愛いただきましてご活躍くださいますよう御祈念をいたしまして言葉たりませんが閉会の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○議長（岩本誠生君）町長よりご挨拶を頂きました。

これをもって令和4年第5回本山町議会臨時会を閉会をいたします。コロナがちょっと本山も心配されておりますので各それぞれご自愛の上充分、健康管理には気をつけてください。次は6月定例会でございます。以上をもって臨時会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

午後12時04分 閉会

令和4年5月25日